

# 約款・規定集(法人のお客様用)新旧対照表

平成28年9月

平成28年10月1日より約款・規定を新設、改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
<b>証券取引約款</b>	
第2章 申込方法等	
<p>第3条(本人確認について)</p> <p>当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)および同法施行令・施行規則の規定に従い、<u>適宜本人確認を行わせていただきます</u>。また、当社は犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類以外に定款、規約などの書類をご提示またはご提出いただくことがあります。</p>	<p>第3条(本人確認について)</p> <p>当社は、お客様が有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。また、当社は犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類以外に定款、規約などの書類をご提示またはご提出いただくことがあります。</p>
<p><u>第3条の2の3(外国政府等において重要な地位を占める方・その家族等であることの確認)</u></p> <p>当社は、「犯罪収益移転防止法」および同法施行令・施行規則の規定に従い、<u>実質的支配者または実質的支配者のご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟姉妹、配偶者のご両親その他法令で定める者)が、外国の元首および外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める方として次の①から④に定める職位にあるかどうかを当社の定める方法により確認させていただきます(過去において該当する場合も含まれます。)</u>。なお、<u>確認の対象には本邦における次の職位にある方は含まれません。</u></p> <p>① <u>外国の元首</u></p> <p>② <u>本邦における以下の地位に相当する職</u></p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>内閣総理大臣、その他の国務大臣・副大臣</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>衆議院議長・副議長、参議院議長・副議長</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ハ <u>最高裁判所の裁判官</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ニ <u>特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ホ <u>統合幕僚長・副長、陸上・海上・航空各々の幕僚長・副長</u></p> <p>③ <u>中央銀行の役員</u></p> <p>④ <u>予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第3条の4(口座開設後の確認)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対して、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ <u>実質的支配者または実質的支配者のご家族が第3条の2の3に規定する外国政府等において重要な地位を占める方に該当する場合。</u></p>	<p>第3条の4(口座開設後の確認)</p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときその他当社が必要と判断したときに、お客様およびその関係者の方に対して、面談等の当社所定の方法により確認を行うものとします。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>(新 設)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
第3章 お客様からの注文の受付	
<p>第15条(受注できない場合)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合は、<u>有価証券等の売買等のご注文</u>をお受けしないことがあります。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <hr/> <p>第15条の2(有効期間)</p> <p>(1) <u>有価証券の売買等のご注文の有効期間は、当該ご注文を受付けた時点以降、当社が定める範囲内でお客様が指定された日までとします。</u></p> <p>(2) <u>有価証券等の売買等のご注文(取引所金融商品市場で執行するものに限る。)の有効期間は、次の各号に定める場合には当該各号に定める日までで打ち切られます。</u></p> <p>① <u>金融商品取引所における取引終了時に注文の一部の取引のみが成立している場合 当該一部の取引のみが成立した日</u></p> <p>② <u>注文に係る銘柄の名称または売買単位が変更される場合 変更日の前営業日</u></p> <p>③ <u>発行者が基準日を設定する場合 基準日から起算して4営業日前の日</u></p> <p>④ <u>信用規制銘柄に指定される場合(規制対象となる種類の取引の注文に限る。) 売買規制の適用日</u></p> <p>⑤ <u>前各号に掲げる場合のほか、当社が有効期間の打ち切りが必要と判断する場合 当社が別途定める日</u></p> <hr/> <p>第15条の3(注文の執行)</p> <p><u>有価証券等の売買等のご注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客様に連絡することなく、当該ご注文の執行を取りやめることがあります。なお、当該ご注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします。</u></p> <p>① <u>執行するまでに、法令またはこの約款の定めいずれかに反することとなったとき</u></p> <p>② <u>指値が金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき</u></p> <p>③ <u>公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき</u></p> <p>④ <u>有効期間の途中で、金融商品取引所等(我が国以外の金融商品取引所および外国証券業者を含みます。以下本条において同じ。)または当社が当該注文に係る銘柄の売買を規制したとき</u></p> <p>⑤ <u>お客様が当社に対する債務の履行を怠っているとき</u></p> <p>⑥ <u>天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所等における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等があるとき</u></p> <p>⑦ <u>前各号に掲げるときを除き、取引の健全性に照らして当社が不相当と判断するとき</u></p>	<p>第15条(受注できない場合)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>上記(1)の他</u>、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <hr/> <p>(新 設)</p> <hr/> <p>(新 設)</p>

改定後(新)	改定前(旧)
第8章 株式累積投資	
<p>第78条(買付時期および価額)</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により上記(1)から(5)の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文を執行するものとします。ただし、お客様が買付する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、買付注文の執行が<u>速やかに出来ない場合があります。</u></p> <p>(9)～(10) (省 略)</p> <hr/> <p>第80条(売却)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) お客様が売却する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、売却注文の執行が<u>速やかに出来ない場合があります。</u></p>	<p>第78条(買付時期および価額)</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8) 当社は、買付ける銘柄について売買規制等により上記(1)から(5)の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文を執行するものとします。ただし、お客様が買付する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、買付注文の執行が<u>当社の通常業務方法として困難である場合には、当社が通常業務方法として買付注文の執行が可能となったときに速やかに買付注文を執行するものとします。</u></p> <p>(9)～(10) (省 略)</p> <hr/> <p>第80条(売却)</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) お客様が売却する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、売却注文の執行が<u>当社の通常業務方法として困難である場合には、当社が通常業務方法として売却注文の執行が可能となったときに速やかに売却注文を執行するものとします。</u></p>
第12章 雑則	
<p>第104条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 名称、住所、代表者の役職氏名その他当社へのお申し出事項およびお届印の変更(お届印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったとき、<u>ならびに実質的支配者または実質的支配者のご家族が第3条の2の3に定める外国政府等において重要な地位を占める方に該当した場合は、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</u></p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年10月1日改定</p>	<p>第104条(届出事項の変更)</p> <p>(1) 名称、住所、代表者の役職氏名、その他当社へのお申し出事項およびお届印の変更(お届印の紛失を含みます。)など申込事項に変更があったときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。</p> <p>(2)～(5) (省 略)</p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日改定</p>
外国証券取引口座約款	
第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い	
<p>(金銭の授受)</p> <p>第22条 本章に規定する外国証券の取引に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、<u>原則として円貨によります。ただし、次の各号に定める場合は、円貨によらないことがあります。</u></p> <p>(1) <u>配当金、利子、収益分配金及び償還金(次号に定めるものを除く。)</u>については、<u>当社が定める日までに申込者が受領方法を指定した場合には、申込者が指定した通貨</u></p> <p>(2) <u>債券の償還金については、当社が定める日までに申込者が受領方法を指定しない場合には、支払われる通貨</u></p> <p>2 <u>外貨での授受を行う場合は、当社が応じ得る範囲内とし、円貨での授受を行う為に外貨を円貨に換算する場合は、別段の定めがない限り換算日における当社が定めるレートによるものとします。</u></p> <p>3 <u>前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成28年10月1日改定</p>	<p>(金銭の授受)</p> <p>第22条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、<u>円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。以下同じ。)</u>によります。ただし、<u>利子・収益分配金および償還金(以下、「利子等」という。)</u>の申込者による受領は、<u>当社の定める日までに、申込者から変更の申し出のない限り、申込者があらかじめ指定した円貨又は外貨によります。また、申込者が当社の定める日までに、受領方法を指定しない場合は、外国債券の償還金の受領は支払われる通貨により、それ以外の利子等の受領は円貨によります。この円貨による受領の場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>2 <u>前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額を受領を確認した日とします。</u></p> <p style="text-align: right;">平成28年4月1日改定</p>